

令和6年2月議会

総務常任委員会説明資料
(条例等関係)

室部部局局局局
公興事務
事務振納会
事画委委員事
知総企出人監議

第 41 号

熊本県会計年度任用職員の給与等に関する条例及び熊本県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県会計年度任用職員の給与等に関する条例及び熊本県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和6年2月9日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県会計年度任用職員の給与等に関する条例及び熊本県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(熊本県会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 熊本県会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年熊本県条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項及び第3項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

(熊本県職員等の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 熊本県職員等の育児休業等に関する条例(平成4年熊本県条例第14号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)を除く。)」を削る。

第8条中「会計年度任用職員」を「地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)」に改める。

附則に次の2項を加える。

(一般職給与条例附則第12項等の規定が適用される育児短時間勤務をしている職員等に関する読替え)

3 育児短時間勤務をしている職員に対する一般職給与条例附則第12項、県立学校職員給与条例附則第14項又は市町村立学校職員給与条例附則第9項の規定の適用については、これらの規定中「)とする」とあるのは、「)に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

4 育児休業法第17条の規定による勤務をしている職員が一般職給与条例附則第12項、県立学校職員給与条例附則第14項又は市町村立学校職員給与条例附則第9項の規定の適用を受ける場合における第22条の規定の適用については、同条中「第19条まで」とあるのは、「第19条まで及び附則第3項」とする。

附 則

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条中熊本県職員等の育児

休業等に関する条例附則に2項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(提案理由)

地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正等を踏まえ、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

熊本県会計年度任用職員の給与等に関する条例及び熊本県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）の概要

議案番号	条 例 名	内 容
第 4 1 号	熊本県会計年度任用職員の給与等に関する条例及び熊本県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	<p>1 条例改正の趣旨</p> <p>地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）の一部改正等を踏まえ、関係規定を整備する必要がある。</p> <p>2 改正する条例</p> <p>(1) 熊本県会計年度任用職員の給与等に関する条例</p> <p>(2) 熊本県職員等の育児休業等に関する条例</p> <p>3 主な改正内容</p> <p>(1) 会計年度任用職員に支給する給与の種類に勤勉手当を追加し、それに伴う所要の規定の整備を行う。</p> <p>(2) その他所要の規定の整理を行う。</p> <p>4 施行期日</p> <p>(1) 3 (1) は令和 6 年（2024 年）4 月 1 日から施行する。</p> <p>(2) 3 (2) は公布の日から施行する。</p>

第 42 号

熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和6年2月9日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年熊本県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第25条の13第1項中「保健所」の次に「若しくは動物愛護センター」を、「勤務する職員」の次に「又は狂犬病の防疫に従事する職員のうち知事が定めるもの」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和6年3月1日から適用する。

（提案理由）

動物愛護センターの設置等に伴い、狂犬病防疫作業手当の支給対象の見直しを行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（案）の概要

議案番号	条 例 名	内 容
第 4 2 号	熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	<p>1 条例改正の趣旨 動物愛護センターの設置等に伴い、狂犬病防疫作業手当の支給対象の見直しを行う必要がある。</p> <p>2 主な改正内容 狂犬病防疫作業手当の支給対象に、動物愛護センターに勤務する職員等を追加する。</p> <p>3 施行期日 公布の日から施行し、改正後の熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和6年（2024年）3月1日から適用する。</p>

第 43 号

熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和6年2月9日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県手数料条例の一部を改正する条例

熊本県手数料条例（平成12年熊本県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第82号ア中「6,600円」を「7,200円」に改め、同号イ中「4,600円」を「5,300円」に改め、同号ウ中「3,700円」を「4,200円」に改め、同項第83号中「4,700円」を「5,300円」に改め、同項第86号ア中「5,700円」を「6,600円」に改め、同号イ中「3,800円」を「4,400円」に改め、同項第152号及び第153号を次のように改める。

(152) 及び (153) 削除

第2条第1項第180号及び第182号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同項第262号中「応じた額」の次に「（同項第1号に該当する者であって、当該許可に係る液化石油ガスの製造のための設備として移動式製造設備（高圧ガスの製造のための設備で移動することができるように設計したものをいう。別表第13から第15までにおいて同じ。）のみを使用して高圧ガスの製造をするもの（当該移動式製造設備について液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第37条の4第1項の許可を受けた者に限る。）の高圧ガスの製造の許可の申請に係る審査にあつては、6,000円）」を加え、同項第266号中「（昭和42年法律第149号）」を削り、同項第363号の2中「12,700円」を「14,000円」に改め、同項第492号の2中「第30条の32第2項」の次に「（同法第30条の44の12において準用する場合を含む。）」を、「基づく本人確認情報」の次に「（同法第30条の41第1項に規定する附票本人確認情報を含む。）」を加え、同項第502号中「又は第3項」を「若しくは第3項又は同法第39条の22第1項」に、「の合計額」を「との合計額」に改め、同項第532号ア中「(ア)から(エ)まで」を「(ア)から(オ)まで」に改め、同号ア(ア)中「(エ)」を「(オ)」に改め、同号ア(エ)中「実施日が」を「実施日の」に、「25歳」を「23歳」に改め、「であり、かつ、受検の申請の日において雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者」を削り、「出入国管理及び難民認定法」を「入管法」に改め、同号ア(エ)を同号ア(オ)とし、同号ア(ウ)中「(エ)」を「(オ)」に改め、同号ア(ウ)を同号ア(エ)とし、同号ア(イ)中「2級又は」を削り、「25歳」を「23歳」に、「出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）」を「入管法」に、「(エ)」を「(オ)」に改め、同号ア

(イ)を同号ア(ウ)とし、同号ア(ア)の次に次のように加える。

(イ) 実技試験の3級を受けようとする者であって、当該試験の実施日の属する年度の4月1日において23歳未満である受検者（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下この号において「入管法」という。）別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者並びに(ウ)及び(オ)に掲げる者を除く。） 1職種につき 13,700円

第2条第1項第550号の次に次の1号を加える。

(550)の2 電気工事業の業務の適正化に関する法律第34条第4項の規定に基づく届出があったことの証明書の交付

電気工事業届出証明書交付手数料 1通につき 400円

第2条第1項第571号を次のように改める。

(571) 削除

第2条第1項第572号中「認定証の」を「認定の」に、「警備業認定証有効期間更新申請手数料」を「警備業認定有効期間更新申請手数料」に改め、同項第573号を次のように改める。

(573) 削除

第2条第1項第621号の4及び第621号の5を次のように改める。

(621)の4及び(621)の5 削除

第2条第1項第623号の13及び第623号の14を次のように改める。

(623)の13及び(623)の14 削除

第2条第1項第624号から第624号の3までを次のように改める。

(624)から(624)の3まで 削除

第2条第1項第625号ア(ア)、第625号の4の2、第625号の4の3、第625号の5、第625号の6及び第625号の7中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同項第625号の7の2中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

別表第10の2備考中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令」に改める。

別表第13の2の項中「（高圧ガスの製造のための設備で移動することができるように設計したものをいう。別表第14及び第15において同じ。）」を削る。

別表第26の11の2備考1中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に、同表備考2中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に

関する法律施行令」に改める。

別表第26の11の3備考1中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に、同表備考2中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令」に改める。

別表第26の12住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下この表から別表第26の14までにおいて同じ。）の項及び非住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この表から別表第26の14までにおいて同じ。）の項並びに備考1中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

別表第26の13備考1及び8並びに別表第26の14備考1、2及び3(1)中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第2条第1項第152号、第153号及び第502号の改正規定、同項第550号の次に1号を加える改正規定、次項の規定並びに附則第3項の規定（熊本県収入証紙条例（昭和39年熊本県条例第24号）別表第1手数料の項第144号及び第145号の改正規定並びに同項第498号の次に1号を加える改正規定に限る。） 公布の日
 - (2) 前号、次号及び第4号に掲げる規定以外の規定 令和6年4月1日
 - (3) 第2条第1項第82号、第83号及び第86号の改正規定 令和6年5月1日
 - (4) 第2条第1項第492号の2の改正規定 公布の日又は情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）附則第1条第10号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にされている申請等に対する改正前の熊本県手数料条例第2条第1項に掲げる事務に係る手数料については、なお従前の例による。

（熊本県収入証紙条例の一部改正）

- 3 熊本県収入証紙条例の一部を次のように改正する。

別表第1手数料の項第144号及び第145号を次のように改める。

144 及び 145 削除

別表第1手数料の項第498号の次に次の1号を加える。

498 の 2 電気工事業届出証明書交付手数料

別表第1手数料の項第518号から第520号までを次のように改める。

518 削除

519 警備業認定有効期間更新申請手数料

520 削除

別表第1手数料の項第563号の10及び第563号の11を次のように改める。

563 の10及び563 の11 削除

別表第1手数料の項第564号の12及び第564号の13を次のように改める。

564 の12及び564 の13 削除

別表第1手数料の項第564号の30から第564号の32までを次のように改める。

564 の30から564 の32まで 削除

(提案理由)

地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）の一部改正等に伴い、手数料の規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

熊本県手数料条例の一部を改正する条例（案）の概要

議案番号	条 例 名	内 容
第43号	熊本県手数料条例の一部を改正する条例	<p>1 条例改正の趣旨</p> <p>地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）の一部改正等に伴い、手数料の規定を整備する必要がある。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>(1) 新たに手数料を設けるもの</p> <p>電気工事業届出証明書交付手数料 400円</p> <p>(2) 新たに手数料の対象に加えるもの</p> <p>ア 移動式製造設備のみを使用して高圧ガスを製造する者であって、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく充てん設備の許可を受けたものに係る高圧ガス製造許可申請手数料 6,000円</p> <p>イ 附票本人確認情報の開示に係る手数料 10円</p> <p>(3) 手数料の額を改定するもの</p> <p>ア 危険物取扱者試験手数料 6,600円ほかから7,200円ほかへ改定</p> <p>イ 危険物取扱者講習受講手数料 4,700円から5,300円へ改定</p> <p>ウ 消防設備士試験手数料 5,700円ほかから6,600円ほかへ改定</p> <p>エ 猟銃操作射撃技能講習受講手数料 12,700円から14,000円へ改定</p> <p>(4) 手数料を廃止するもの</p> <p>ア 火薬類譲渡許可申請手数料</p> <p>イ 火薬類譲受許可申請手数料</p> <p>ウ 警備業認定証再交付申請手数料</p> <p>エ 警備業認定証書換申請手数料</p> <p>オ 指定介護療養型医療施設指定更新申請手数料</p> <p>カ 自動車運転代行業認定証再交付手数料</p> <p>キ 自動車運転代行業認定証書換え手数料</p> <p>ク 探偵業届出証明書交付手数料</p> <p>ケ 探偵業変更届出証明書交付手数料</p> <p>コ 探偵業届出証明書再交付手数料</p> <p>(5) 所要の規定の整理を行うもの</p>

		<p>ア 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正に伴うもの</p> <p>イ 警備業法の一部改正に伴うもの</p> <p>ウ その他規定の整理</p> <p>(6) 高圧ガス保安法の一部改正を踏まえた規定の整備を行う。</p> <p>(7) 職業能力開発促進法施行令の規定に基づく技能検定試験に係る手数料の軽減対象者を見直す。</p> <p>3 施行期日</p> <p>(1) 2 (1)、(4)ア及びイ、(5)ウの一部、(6)並びに4 (2)の一部 公布の日</p> <p>(2) (1)、(3)及び(4)以外 令和6年4月1日</p> <p>(3) 2 (3)アからウまで 令和6年5月1日</p> <p>(4) 2 (2)イ 公布の日又は情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律附則第1条第10号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 所要の経過措置を定める。</p> <p>(2) 手数料の新設等に伴い、熊本県収入証紙条例（昭和39年熊本県条例第24号）の関係規定を整理する。</p>
--	--	--

第 44 号

熊本県財産条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県財産条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和6年2月9日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県財産条例の一部を改正する条例

熊本県財産条例（昭和39年熊本県条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第7条関係）

区 分		使用料				
		単位	所在地			
			第1級地	第2級地	第3級地	第4級地
土地	電柱類を設置する場合	1年	電気通信事業法施行令（昭和60年政令第75号）第8条の規定の例により算定した額			
	電線その他これに類するものを電柱類に設置する場合（電柱類を設置する場合を除く。）	1年	電柱類を設置する場合の使用料の額の範囲内で知事が別に定める額			
地下埋設物を設置する場合	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	27円	25円	23円	23円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		38円	36円	33円	32円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		58円	54円	50円	48円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		77円	72円	66円	64円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		120円	110円	99円	97円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		150円	140円	130円	130円
	外径が0.4メートル以上		270円	250円	230円	230円

	0.7メートル未満のもの					
	外径が0.7メートル以上 1メートル未満のもの		380円	360円	330円	320円
	外径が1メートル以上のもの		770円	720円	660円	640円
	その他の場合	1年	当該土地の台帳価格に100分の4を乗じて得た額に当該土地のうち使用させる部分の面積を乗じて当該土地の面積で除して得た額			
建物		1年	当該建物の台帳価格に100分の7を乗じて得た額と当該建物の建築面積相当の土地の使用料の額との合算額に当該建物のうち使用させる部分の延べ面積を乗じて当該建物の延べ面積で除して得た額			
その他		1年	土地又は建物に準じて知事が別に定める額			

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

行政財産である土地に地下埋設物を設置する場合の使用料の額を見直す必要がある。
これが、この条例案を提出する理由である。

熊本県財産条例の一部を改正する条例（案）の概要

議案番号	条 例 名	内 容
第 4 4 号	熊本県財産条例の一部を改正する条例	<p>1 条例改正の趣旨 行政財産である土地に地下埋設物を設置する場合の使用料の額を見直す必要がある。</p> <p>2 主な改正内容 行政財産である土地に地下埋設物を設置する場合の使用料の額を改定する。（別表関係）</p> <p>3 施行期日 令和 6 年 4 月 1 日</p> <p>4 その他 所要の経過措置を定める。（附則第 2 項関係）</p>

第 45 号

熊本県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和6年2月9日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

熊本県住民基本台帳法施行条例（平成14年熊本県条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表第1の7の項を削る。

別表第2中1の項を削り、2の項を1の項とし、3の項から22の項までを1項ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の一部改正等に伴い、関係規定を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

熊本県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例（案）の概要

議案番号	条 例 名	内 容
第 4 5 号	熊本県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例	<p>1 条例改正の趣旨</p> <p>住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）の一部改正等に伴い、関係規定を整理する必要がある。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>(1) 県内の市町村長その他の執行機関に対して県が本人確認情報を提供する事務から、農地法による同法第 3 2 条第 1 項又は第 3 3 条第 1 項の利用意向調査に関する事務であって規則で定めるものを削除する。（別表第 1 関係）</p> <p>(2) 本人確認情報を利用する県の事務から、児童福祉法による同法第 5 0 条第 6 号の 2、第 7 号又は第 7 号の 3 に規定する費用の徴収に関する事務であって規則で定めるものを削除する。（別表第 2 関係）</p> <p>3 施行期日</p> <p>公布の日から施行する。</p>

第 46 号

熊本県税条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県税条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和6年2月9日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県税条例の一部を改正する条例

熊本県税条例（昭和29年熊本県条例第28号）の一部を次のように改正する。

附則第9条の2第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 第101条第3項の規定は、前項第1号の規定の適用を受ける自家用の乗用車について準用する。

附 則

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

2 改正後の附則第9条の2第2項の規定は、令和6年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（提案理由）

地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正に伴い、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

熊本県税条例の一部を改正する条例（案）の概要

議案番号	条 例 名	内 容
第46号	熊本県税条例の一部を改正する条例	<p>1 条例改正の趣旨 地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正に伴い、関係規定を整備する必要がある。</p> <p>2 主な改正内容 令和元年9月30日以前に初回新規登録をした自家用の乗用車のうち、ロータリー・エンジンを搭載するものに対して課する自動車税種別割について、総容積（一の作動室の容積にローターの数を乗じて得た容積をいう。）に1.5を乗じて得た数値を総排気量とみなして、税率区分を適用する。</p> <p>3 施行期日 令和6年4月1日</p>

第 47 号

熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和6年2月9日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例
熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例（平成27年熊本県条例第57号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「法別表第2の2の第2欄に掲げる事務」を「法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務」に改め、同条第3項中「法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報」を「法第19条第8号に規定する利用特定個人情報」に、「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

「災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助又は扶助金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付又は障害児入所給付費の支給に関する情報であって規則で定めるもの
生活保護関係情報であって規則で定

	めるもの	
	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの	
	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による資金の貸付け又は給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの	
	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当、障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの	
	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）による職業転換給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの	
別表第2中	「法別表第2の26の項の第4欄に掲げる特定個人情報」	を
		に改める。

国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、支援給付、配偶者支援金又は一時帰国旅費の支給に関する情報であって規則で定めるもの

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）による手当等の支給に関する情報であって規則で定めるもの

障害者の日常生活及び社会生活を総

合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）による特定医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの

「特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報であって規則で定めるもの
学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの
特別支援学校への就学奨励に関する法律の趣旨に基づく特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁（同法による経費の支弁を除く。）に関する情報であって規則で定めるもの

別表第3中

「法別表第2の26の項の第4欄に掲げる特定個人情報のうち教育委員会が保有するもの
特別支援学校への就学奨励に関する法律の趣旨に基づく特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁（同法による経費の支弁を除く。）に関する情報であって規則で定めるもの

を

に改め

る。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。

（提案理由）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部改正に伴い、関係規定を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例（案）の概要

議案番号	条 例 名	内 容
第 4 7 号	熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例	<p>1 条例改正の趣旨</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）の一部改正に伴い、関係規定を整理する必要がある。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、法別表第 2 が廃止され、同表に掲げる事務が主務省令に規定されることから、所要の規定の整理を行う。（第 2 条、別表第 2、別表第 3 関係）</p> <p>3 施行期日</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 4 8 号）の施行の日から施行する。</p>

第 73 号

包括外部監査契約の締結について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の27第2項に規定する包括外部監査契約について、次のように締結することとする。

令和6年2月9日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 契約の内容 地方自治法第252条の27第2項に規定する包括外部監査契約に基づく監査及び当該監査の結果に関する報告
- 2 契約の期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 3 契約の相手方 住所 熊本市中央区菅原町6番20号カーサ・サリーレ203号室
氏名 本吉幸雄
資格 公認会計士

（提案理由）

包括外部監査契約の締結について、地方自治法第252条の36第1項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

包括外部監査契約の締結についての概要

議案番号	条 例 名	内 容
第 7 3 号	包括外部監査契約の締結について	<p>包括外部監査契約（令和6年度分）の締結について、地方自治法第252条の36第1項の規定により議会の議決を経る必要がある。</p> <p>(1) 契約の内容 地方自治法第252条の27第2項に規定する包括外部監査について、監査を受けるとともに、監査の結果に関する報告の提出を受けることを内容とする。</p> <p>(2) 契約の期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで</p> <p>(3) 契約の相手方 住 所：熊本市中央区菅原町6番20号カーサ・サリーレ203号室 氏 名：本吉幸雄（もとよしゆきお） 資 格：公認会計士</p> <p>※選任の理由</p> <p>○包括外部監査制度で予定している監査は、いわゆる「財務監査」であり、公認会計士は財務に関する専門的な知識を有していることから本監査を遂行するのに適した資格と認められる。</p> <p>○本吉氏は、平成25年度から令和3年度まで本県包括外部監査人補助者を務めており、また、令和4年度からは本県包括外部監査人を務めていることから、本県の行財政に精通し、監査の遂行に当たって必要な地方公共団体の財務管理等の識見を有していると認められる。</p>